



一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第46回 理事会の焦点

新規参入事業者への取り組み強化へ

開催日時 10月17日(水) 午後1時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 平成31年新年賀詞交歓会等のスケジュール並びに来賓者(案)に関する件
- ② 運転免許返納者割引のホームページ掲載に関する件

秋田会長から現在の業界を取り巻く状況について、次のような話がありました。

譲受者をいかに増やすか

今月1日より、全国で準特定地域が6カ所ほど指定解除となり、新たに1カ所が準特定地域の指定を受けました。解除となった地域の内、個人タクシーの営業地域が2カ所含まれています。これにより、全国の個人タクシーがある営業区域77カ所の中で、10カ所が特定地域、準特定地域ともに指定されていない、新規許可試験が受けられる地域となりました。

しかし、新規許可の試験が受けられる地域であっても、新しく個人タクシーを目指す人がほとんどおらず、特措法が施行されてから、新規許可試験の合格者はまだ6名しかおりません。東京においても、75歳未満で譲渡の資格があるにも関わらず、相当の人数が一般廃業しており、譲受者の資格を満たす者の減少が見られます。

現在、全個協として、この問題への対策案を考えているところですが、対策が決まり次第、皆さんにご協力をお願いしたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

羽田定額運賃ゾーン一部廃止事業者あての通知について

羽田空港定額運賃の適用ゾーン一部廃止事業者においては、定額運賃を適用していないゾーンを目的とした利用者へは、乗車時に十分な説明を行うよう求められています。乗車時に何もしゃべらなく、支払いの際にメーター額を求められた」等の苦情が多数発生しており、国交省にも苦情が届いている状況です。再度ルール遵守の徹底を行うよう個別に通知いたしました。

今後、事前確定運賃等の実証実験の結果次第で、定額運賃にも動きがあるかもしれませんが、まずは、やるべきことをしっかりと責任を持って行うことが大切です。その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

運転免許返納者割引

11月19日(月)開始

高齢運転者による交通事故の増加が社会問題となる中、運転免許の自主返納を推進し、交通事故の防止に寄与することを目的とした運転免許返納者割引が11月19日(月)から適用開始となりました。運転免許返納者割引は、運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けた者に適用するもので、運転経歴証明書の提示があった場合に割り引くものです。運賃の割引は1割引で、内容及び方法は、現在の障害者割引と同じです。

ステッカーの貼付

11月19日以降、利用者利便のため、全事業者が次のいずれかのステッカーを必ず貼付してください。

○適用事業者「運転免許を返納された方 タクシー運賃1割引」

○適用しない事業者「この車両は、運転免許返納者割引を適用いたしません。」

ステッカーの貼付場所

① 左側後部ドアの窓ガラスに外側から貼付(初乗¥410の上が見えない)

② ①が無理な場合、左側後部ドアの上(車両の外側)に貼付

都内個人タクシー現況 (平成30年10月1日現在)

許可事業者数 12,609名 (前月比 -38名)

(特別区、武三12,197名 北多摩155名 南多摩257名)

傘下事業者数 12,329名 (前月比 -43名)

(特別区、武三11,920名 北多摩153名 南多摩256名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

譲渡譲受認可書交付式

個人事業者として誇りと自覚を

10月16(火)午後3時より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が行われ、東京では新たに104名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局久米正夫次長から、以下の言葉がありました。

「これからは個人タクシー事業者として日々営業されることとなりますが、皆様方には個人タクシー事業者として誇りと自覚をもって営業にあたっていただき、業界の模範としてタクシー事業の発展に貢献されますようご活躍を期待しております。

さて、2019年に開催されますラグ



ビーワールドカップ、また2020年に開催されます東京オリンピックパラリンピックに向けて、官民を挙げて様々な取り組みが進められているところです。タクシー業界においても、訪日外国人への対応や接客マナーの向上などの対応が求められています。また、個人タクシー業界においては、多言語に対応した電話通訳サービスのほか、運賃決済の多様化や東京観光タクシー認定ドライバーの推進など、タクシーの活性化に積極的に取り組んでいただいているところです。

いるところです。

東京のタクシーの評価は、世界の中でも総合的に高いものとされており、その評価が今後も維持・継続されますよう、皆様のご努力に期待しております。

最後になりますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。法人タクシー時代の様な手厚い指導はないため、適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められず個人タクシー事業を継続することができなくなる事態にもなりかねません。今後は自分自身を厳しく律して、適切な自己管理をしていただければと思います。」

認可者の喜びの(声)

都営協第二事業団支部 加藤隆広さん (35歳)

中学生の頃に個人タクシーという仕事を知り、その頃からずっと頭の片隅にありました。大人



になり、やはり本当の裁量労働ができる仕事は個人タクシーだと思い、最初から個人を目指していました。念願の個人事業者になれて、「ようやく」という気持ちと、「やることをしっかりとやっていこう」と気の引き締まる思いです。初心を忘れず、今までの経験を生かして頑張ります。

東個協・練馬支部 霜出謙太郎さん (35歳)

法人を10年やってきました。昨年の年末に、会社の先輩で先に個人事業者になった方に会う機会があり、話を聞いてみたところ、「お前もどうなんだ」と言われて、自分も「そろそろか」と思ったのがきっかけです。日頃から、お客様を安全に、できるだけ早く目的地にお届けできるように心掛けていますが、これからは安全運転で、お客様に喜ばれる仕事を続けていきたいと思っています。



左記により、当協会主催の第8回英語研修(英語中級)を開催いたします。受講者を募集いたしますので、希望者は所属団体を通じてお申し込み下さい。なお、この研修は東京タクシーセンター認定外国人旅客接遇研修であり、羽田空港のタクシー乗り場(待機所)の「おもてなしレーン」への入構資格となります。

第8回英語研修

(受講者募集)

左記により、当協会主催の第8回英語研修(英語中級)を開催いたします。受講者を募集いたしますので、希望者は所属団体を通じてお申し込み下さい。なお、この研修は東京タクシーセンター認定外国人旅客接遇研修であり、羽田空港のタクシー乗り場(待機所)の「おもてなしレーン」への入構資格となります。

① 研修内容
外国人接遇研修(英語中級)

② 定員
40名(申込多数の場合、先着順)
※申込者が25名以下の場合には開催中止

③ 受講料
2700円

④ 開催日時
平成31年1月28日(月)午後1時~4時

⑤ 会場
日個連会館地下1階会議室

⑥ 受講申込締切日
平成31年1月8日(火)

注意

修了証の交付、および羽田空港タクシー待機所専用レーン入構表示板等の交付は、受講日当日にはできません。

注意

修了証の交付、および羽田空港タクシー待機所専用レーン入構表示板等の交付は、受講日当日にはできません。

(公財) 東京タクシーセンター

第33回個人タクシー優良事業者団体表彰

事業者として、より一層の企業努力を



受賞者の皆さん

ろであります。慢性的な乗務員不足は続いており、経営環境は依然として厳しいところであります。

本日受賞されました事業者の皆様は、厳しい経営環境の下にある困難を克服され、運転者に対する指導・教育を積極的に行い、タクシーサービスの向上に努めるなど、タクシー事業の使命と重要性を十分に認識され、利用者利便の増進に貢献し、事業者として模範となる個人タクシー優良事業者団体であります。ご案内の通り、タクシーは公共交通機関の担い手として必要不可欠な役割を果たしており、今後高齢化が進む社会においては、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、タクシーのバリアフリー化への取り組みに努め、タクシー事業者として、より一層の企業努力が求められるところであります。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催にむけて、訪日外国人旅客の更なる増加が見込まれており、ドアツードアの輸送を担う、タクシーの需要が今後益々高まると考えております。それぞれの事業者・団体におかれましては、今後のさらなる安心・安全のサービス提供、そして公共交通機関として利用者から満足していただけるタクシーとするため、業界の先達として、

受賞者の声

特別優良表彰 都営協・石神井支部 和田 賢司 支部長



日頃から、組合員には「無償で行う社会貢献は、ただのボランティアではない。私たちは社会貢献をしてお金をいただく職業であり、事業者である」と伝えていきます。また支部として、健康な心と身体がなければ良い営業はできないということ、適切な健康管理を呼びかけたり、毎月少人数による危険予知トレーニングを行っています。これらを継続することが、組合員の事業繁栄につながると思います。

行政処分状況

平成30年9月分

Table with 5 columns: 処分日, 氏名, 処分内容(車両停止), 違反事項, 違反概要, 点数. Row 1: 9月4日, 豊石秀一, 文書警告, 運輸規則第25条, 乗務記録の記録事項の不備, 0点

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

(件)

Table with 5 columns: 発生月, 警告事案, 処分事案, 処分事案(加重), 合計. Row 1: 平成30年8月, 25, 8, 3, 36

東京タクシーセンター 渡辺会長式辞

本日ここに表彰されました事業者の方々、大変おめでとうございます。

タクシー業界においては、身近で利用しやすい公共交通機関として事前確定運賃、相乗りタクシーの実証実験を行い、10月には利用に応じて迎車料金を変動させる実証実験を行うなど、活性化策等に取り組まれているとこ

個タク制度の危機 真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない 本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転 NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

計報

* 9月

Table with 3 columns: 氏名, 所属団体, 享年. Includes names like 根本 暁, 佐藤 存可, etc.

地理モニター報告⑤9

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
大手町プレイス	新たな拠点となる26店舗のショップ&レストランがオープンするとともに、大手町エリア最大級の国際カンパレンスセンターも同時開業。	千代田区大手町2-3-1及び2	平成30年9月
銀座ソニーパーク	2020年秋までの期間限定で誕生。地上1階・地下5階建ての「変わり続ける公園」をコンセプトに、この場でしか体験できないイベントや、ここにしかないグルメスポットが集結。	中央区銀座5-3-1	平成30年8月
ダイワロイネットホテル東京有明	東京臨海副都心が織りなす、洗練されたロケーションが広がる東京有明エリア。上質な客室で優雅なホテルライフを堪能。	江東区有明3-7-3	平成30年10月
日本橋高島屋S.C.新館	フード、ファッション、雑貨、カフェ、レストランなど多彩なショップが集結。	中央区日本橋2丁目	平成30年9月

港区より **改善要請** 路上喫煙及びポイ捨て禁止について

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止(指定喫煙場所を除く)等が定められています。特に下記33カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、たばこのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

みなとタバコルールについて(抜粋)

1. 公共の場所においてたばこの吸殻のポイ捨ての禁止
2. 公共の場所(指定喫煙場所を除く)において喫煙の禁止
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にとばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない

【苦情場所】

- ・都立芝公園15号地内及び近接区道上
- ・三田小山町児童遊園内及び近接区道上
- ・愛育病院と新芝運河沿い緑地の間の道路
- ・将監橋の上
- ・虎ノ門3-37先 森ビル周辺
- ・南桜公園内及び近接区道上
- ・芝4丁目公衆便所近接区道上
- ・正則高等学校裏
- ・アクティ汐留近辺
- ・都立青山公園前 区道
- ・一の橋公衆トイレ付近
- ・中の橋児童遊園付近
- ・秩父宮ラグビー場付近
- ・高橋是清公園前
- ・元赤坂1-3 国道246号沿い
- ・青山墓地通り付近
- ・白金台5-10 首都高架下
- ・白金公園
- ・品川駅港南口タクシー乗り場
- ・日の出駅周辺
- ・金杉橋近辺
- ・東京法務局港出張所前路上
- ・古川橋児童遊園前
- ・六本木トンネル入り口
- ・仙台坂上公衆トイレ付近
- ・赤坂氷川神社前
- ・都立青山公園付近
- ・赤坂4-1 国道246号沿い
- ・車町公衆トイレ付近
- ・明治学院付近
- ・東大医科研裏門付近
- ・アクアシティお台場前路上
- ・芝浦1-11 街区周辺

